平成15年(行ケ)第316号 審決取消請求事件(平成15年12月10日口頭 弁論終結)

判 株式会社技術トランスフアーサービス 訴訟代理人弁理士 秋 山 城 田 百園 子 同 丹 同 下 美 开厚 关子 被 特許庁長官 康 指定代理人 橋 高 男 伊 藤 文

原告の請求を棄却する。 訴訟費用は原告の負担とする。 事実及び理由

第1 請求

特許庁が不服2000-498号事件について平成15年5月30日にした 審決を取り消す。

- 第2 当事者間に争いのない事実
 - 1 特許庁における手続の経緯

特許庁は、同請求を不服2000-498号事件として審理した上、平成15年5月30日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をし、その謄本は、同年6月20日、原告に送達された。

2 審決の理由

審決は、別添審決謄本写し記載のとおり、本願商標は、引用商標、すなわち、「パテントマップ」の片仮名文字と「PATENT MAP」の欧文字を二段に横書きしてなり、指定商品を第9類「コンピュータ用プログラムを記憶させた電子回路・同磁気テープ・同磁気カード・同磁気ディスク・同光ディスク」及び16類「雑誌、書籍、新聞」とする商標登録第4251185号商標(平成9年11月7日登録出願、平成11年3月19日設定登録)と「パテントマップ」の称呼を共通にする類似の商標であり、かつ、本願商標の指定商品は、引用商標の指定商品と同一又は類似の商品を含むものであるから、本願商標は、商標法4条1項11号に該当するとした。

- 第3 原告主張の審決取消事由
 - 1 審決は、本願商標と引用商標の類否判断を誤った(取消事由)ものであるか

ら、違法として取り消されるべきである。

2 取消事由(本願商標と引用商標の類否判断の誤り)

- (1) 審決は、「本願商標は、その構成文字全体に相応して『パテントマップクン』の称呼を生ずるほか、前半の『パテントマップ』の文字部分に相応して『パテントマップ』の称呼をも生ずる」、「他方、引用商標は、前記構成よりなるものであるから、その構成文字に相応して『パテントマップ』の称呼を生ずる」として、「本願商標は、引用商標と『パテントマップ』の称呼を共通にする類似の商標といわざるを得ない」(審決謄本2頁の3の第2~第4段落)と判断したが、誤りである。
- (2) 本願商標は、以下のとおり、全体を一つの商標として把握し、一連一体不可分のものとして認識されるべきものであるから、引用商標と非類似の商標である。

まず、外観について、審決は、「本願商標は、前記のとおり、『パテントマップくん』の文字よりなるところ、構成中前半の『パテントマップ』の文字部分が片仮名文字で書され、後半の『くん』の文字部分が平仮名で書されていることから、視覚上分離して看取され、『パテントマップ』の文字に『くん』の文字を付したという印象を与えるものである」(同第1段落)と判断したが、本願商標は、片たという印象を与えるものである」(同第1段落)と判断したが、本願商標は、片てなるものであり、全体で9文字と、それ自体分離しなければならないほど長いなるものではなく、構成文字の書体も標準文字により同一の間隔で配列されており、前半の「パテントマップ」の文字と後半の「くん」の文字の間にスペースを有するものでもないから、全体がまとまりよく一体不可分のものとして認識されていた。

次に、観念について見ると、「パテント」の語は特許・特許権を、「マップ」の語は地図を意味し、「〇〇マップ」の語は「多くの複合語を作る語」であって、「パテントマップ」は特許地図の意味を持つ一連一体としての語であり、一つの意味を持つものとして認識されているが、本願商標は、「パテント」「マップ」「くん」の各個別の語句を区切って形成されたものではなく、上記のとおり一つの概念である「パテントマップ」に対する愛称として擬人化した「くん」が一連一体として構成され、「パテントマップ」とは異なる「パテントマップくん」という一つの造語として認識される。

この造語として認識される。 さらに、称呼について、審決は、「これに接する取引者・需要者は、『くん』の文字部分を省略し、それ自体が自他商品の識別標識として看者の注意を強く引く前半の『パテントマップ』の文字部分のみを捉え、これより生ずる称呼をもって取引に当たる場合も決して少なくない」(同第1段落)と判断したが、本願商標は、上記のとおり、一連一体とした標準文字で構成されており、「パテントマップは、上記のとおり、一連一体とした標準文字で構成されており、「パテントマップクン」と称呼しても格別冗長であるとはいえず、語呂よくよどみなく一連に称呼るることができるものであって、「パテントマップクン」の称呼のみが生ずると見るのが自然であり、これを分離して「パテントマップ」と「クン」という称呼が個別に生ずるとするのは、本願商標の構成からして、不自然な分離判断といわざるを得ない。

- (3) 実際の取引においても、本願商標の「パテントマップくん」は、引用商標の「パテントマップ」とは異なるものとして明確に識別され、特定の商品を示す単独の商標として十分に自他商品識別機能を果たしているから、両者が商品出所のような取引の実情が考慮されるべきである。すなわち、特許庁のホームページの「特に取りの事情をは「手間をかけずにマップを作成サービス」(甲14)の中へんである。すなわち、特許庁のホームページの中にのような取引の実情が考慮されるべきである。すなわち、特許庁のホームページの「中にのような取引の実情が考慮されるべきである。すなわり、「アームページの「中でストージの「中でストージの「中でステント」と、「中央光学出版株式会社は「マップ・カーン・ファールを販売を作成できるソフトウエア『エECRES』と『パテント『パテントでリーンを販売した記書を表示を使用している」を表示を使用していない。また、「いるのに対し、他の情報提供業者は、この商品表示を使用していない。また、知確に関連する者を需要者として想定した記事やよってリーと識別、区別された独立の商標として使用されている。
- (4) 本願商標及び引用商標の指定商品と同一又は類似の「電子応用機械器具及びその部品」の分野において、対比される商標の構成中に同一の文字を含むもので

第4 被告の反論

- 1 審決の認定判断は正当であり、原告主張の取消事由は理由がない。
- 2 取消事由(本願商標と引用商標の類否判断の誤り)について
- (1) 一般に、簡易迅速を尊ぶ取引の実際においては、取引の目印となる商標を構成する文字、図形の各部分又はその総括した全体を通じて最も印象の強い部の音の出所を識別することが少なくなるででは、その採択者の意図において商品の出所を識別するとが少ないのででは、その採択者の意図によるでの構成部分全体の名称にはなっての構成部分全体の名称で、観念されるとはであるとのであるとのであるといるであるとのであるといるといるであるとのであるといるとは、一切の方により、しばしば、そのではは、一切の方により、しばしば、そのでは、一切の方により、しばしば、そのが字とのでは、本願の種類を異にするものの方とというであるというであるとは、の文字部分とは、かつ、よの大きであり、「特的により、一切とによるであるととが取りませる。本質とは、の文字部分とは、かつ、ようによりであると思われるは、の文字部分とは、それらを分配になる。を生じ、引用のないであると思われるほどです。というであると思われるによって、自然であると思われるにより、のないでは、「特許では、一定をは、「いて、の文字部分とは、の文字であると思われるによって、「特許の大きであると思われるによって、「特許の大きであると思われるによって、「特許の大きであると思われるによって、「特許の大きであると思われるによって、「特許の大きである。」
- (2) 「くん」の文字は、「尊敬すべき目上の人などに付けて呼ぶ語。同輩や同輩以下の人の氏名の下に添える語」(広辞苑第五版)であるばかりでなく、事物に対して愛称的に呼ぶ場合も用いられる語であって、例えば、身近な商品や子供向は、「くん」の語を含む商標の審決例及び登録例を挙げ、これらが別異に登録されている以上は、本願商標も同様に登録されるべきである旨主張するが、構成する文字数や称呼の長さ、対比する商標中の「くん」を除いた文字が一致しない商標や、「くん」を含まない商標との併存例であり、本件とは事案を異にするばかりでなく、本願商標の登録の適否は、本来、引用商標との類否判断をもって決せられるべき事柄であるから、他の審決例及び登録例の判断事例を本件に画一的に当てはめることはできない。

第5 当裁判所の判断

- 1 取消事由(本願商標と引用商標の類否判断の誤り)について
- (1) 本願商標は、「パテントマップくん」の文字を標準文字により横書き一連に書してなり、片仮名文字で表された「パテントマップ」に平仮名文字で表された「くん」を付加した構成からなるものと認識される。一方、引用商標は、商標公報(甲3)のとおり、「パテントマップ」の片仮名文字と「PATENT MAP」

の欧文字を太字体で二段に横書きしてなるものであり、その構成文字に相応して「パテントマップ」の称呼を生ずるものと認められる。

そうすると、本願商標の指定商品に係る取引者、需要者がこれに接するときは、その構成中、「パテントマップ」の文字部分に最も注意を引かれ、これが自然であるから、本願商標の構成部分中の中心的な自他商品識別力を有は、おきであるから、本願商標の構成部分中の中心的な自他商品識別力を有は、おり、おり、本願商標の構成文字全体に相応する「パテントマップ」の称呼を生じ、本願商標と同一であって、明期のである。さらに、両のでは、おり、ないにも、本願商標の構成文字全体に相応する「パテントマップ」を1年のがあり、ないにも、本願商標の構成文字全体に相応する「パテントマップ」を1年のがあり、称呼において類似し、また、「パテントマップ」の語に「くん」を1年のがあり、称呼において類似し、また、「パテントマップ」の語に「くん」を1年のがあり、称呼において類似し、また、「パテントマップ」の語による上記共る上記共通性をしてまた。1年の上段部分の相違を考慮しても、要部における上記共通性をしのではである差異を取引者、需要者に印象付けるものではない。

(2) 原告は、本願商標は、全体を一つの商標として把握し、「パテントマップ」とは異なる「パテントマップくん」という一つの造語として一連一体不可分のものとして認識されるのであり、これを分離して「パテントマップ」と「クン」という称呼が個別に生ずるとするのは、本願商標の構成からして、不自然な分離判断といわざるを得ず、本願商標からは「パテントマップクン」の称呼のみが生ずると主張する。

は失当である。 (3) 商標の類否は,同一又は類似の商品に使用された商標がその外観,観念, 称呼等によって取引者,需要者に与える印象,記憶,連想等を総合して全体的に考 察すべきであり,かつ,当該商品の取引の実情を明らかにし得る限り,これも参酌 して判断すべきところ,原告は,実際の取引においても,本願商標の「パテントマ ップくん」は、引用商標の「パテントマップ」とは異なるものとして明確に識別され、特定の商品を示す単独の商標として十分に自他商品識別機能を果たしているから、両者が商品出所の誤認混同を生ずるおそれはないとして、両商標の類否判断に当たっては、このような取引の実情が考慮されるべきであると主張する。

証拠(甲14~19)によれば、① 原告は、平成10年4月16日付け及び平成10年4月15日付けの日刊工業新聞紙上に、自社と、20万年4月15日付けの日刊工業新聞紙上に、自社と、20万年4月15日付けの日刊工業新聞紙上に、自社と、20万年4月15日付けの日刊工業新聞紙上に、自社と、20万年4月15日付けの日刊工業新聞紙上に、自社、20万年15日では、20万年15日に、20万年15日では、

- (4) さらに、原告は、本願商標及び引用商標の指定商品と同一又は類似の「電子応用機械器具及びその部品」の分野において、対比される商標の構成中に同一の文字を含むものであっても、「くん」の文字の有無により別異の商標として登録されているものがあり、また、文字の種類が異なるにもかかわらず、「くん」の語の有無により非類似の商標として登録すべきものとした審決例及び登録例があるとして、その具体例をるる指摘し、本願商標も同様に登録されるべきである旨主張するが、本願商標の商標法4条1項11号該当性は、本件における引用商標との類否判断により決せられるべきものであって、対比される商標の具体的な構成等を異にする他の審決例や登録例は、以上の判断を左右するものではないから、原告の上記主張は採用することができない。
- 張は採用することができない。
 (5) 以上に検討したところを総合すれば、本願商標と引用商標が同一又は類似の指定商品に使用された場合に、その取引者、需要者において商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるといわなければならず、本願商標は、引用商標に類似する商標というべきであって、これが商標法4条1項11号に該当するとした審決の判断に誤りがあるとはいえない。

2 以上のとおり、原告主張の審決取消事由は理由がなく、他に審決を取り消すべき瑕疵は見当たらない。 よって、原告の請求は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第13民事部

美	勝	原	篠	裁判長裁判官
岳		本	岡	裁判官
貴	尚	田	早	裁判官